

# 平成 19 年第 3 回防府市議会定例会会議録（その 1）

平成 19 年 9 月 3 日（月曜日）

## 議事日程

平成 19 年 9 月 3 日（月曜日） 午前 10 時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 市長行政報告
- 5 交通網整備促進対策特別委員会の中間報告
- 6 推薦第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 7 選任第 2 号 防府市教育委員会委員の選任について
- 8 報告第 29 号 防府地域振興株式会社の経営状況報告について
- 9 報告第 30 号 専決処分の報告について
- 10 認定第 1 号 平成 18 年度防府市水道事業決算の認定について
- 11 議案第 55 号 財産の取得について
- 12 議案第 56 号 工事請負契約の締結について
- 13 議案第 57 号 政治倫理の確立のための防府市長の資産等の公開に関する条例  
中改正について
- 14 議案第 58 号 職員の育児休業等に関する条例中改正について
- 15 議案第 59 号 防府市職員退職手当支給条例中改正について
- 16 議案第 60 号 防府市手数料条例中改正について
- 17 議案第 61 号 防府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例  
中改正について
- 18 議案第 62 号 防府市自転車競走実施条例中改正について
- 19 議案第 63 号 防府市港湾施設野積場設置及び管理条例中改正について
- 20 議案第 64 号 防府市下水道設置及び管理条例中改正について
- 21 議案第 65 号 防府市火災予防条例中改正について
- 22 議案第 66 号 防府市土地開発公社定款の変更について
- 23 議案第 67 号 平成 19 年度防府市一般会計補正予算（第 2 号）
- 24 議案第 68 号 平成 19 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 69 号 平成 19 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 70 号 平成 19 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 71 号 平成 19 年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 72 号 平成 19 年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 73 号 平成 19 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 74 号 平成 19 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

### 本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

### 出席議員（29 名）

1 番	河 杉 憲 二 君	2 番	藤 本 和 久 君
3 番	山 根 祐 二 君	4 番	斉 藤 旭 君
5 番	横 田 和 雄 君	6 番	弘 中 正 俊 君
7 番	木 村 一 彦 君	8 番	重 川 恭 年 君
9 番	松 村 学 君	10 番	伊 藤 央 君
11 番	原 田 洋 介 君	12 番	大 村 崇 治 君
13 番	三 原 昭 治 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	平 田 豊 民 君	17 番	藤 野 文 彦 君
18 番	高 砂 朋 子 君	19 番	安 藤 二 郎 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	河 村 龍 夫 君
22 番	久 保 玄 爾 君	23 番	山 下 和 明 君
24 番	馬 野 昭 彦 君	25 番	深 田 慎 治 君
26 番	山 田 如 仙 君	27 番	中 司 実 君
28 番	田 中 健 次 君	29 番	佐 鹿 博 敏 君
30 番	行 重 延 昭 君		

### 欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	嘉村悦男君
会計管理者	内藤和行君	財務部長	吉村廣樹君
総務部長	浅田道生君	総務課長	柳博之君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	理事	島本正輝君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	阿部勝正君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君	監査委員	平田豊民君

事務局職員出席者

議会事務局長 中村武文君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開会

議長（行重 延昭君） ただいまから平成19年第3回防府市議会定例会を開会いたします。

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。21番、河村議員、22番、久保議員、御兩名にお願い申し上げます。

会期の決定

議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月28日までの26日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から9月28日までの26日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

#### 市長行政報告

議長（行重 延昭君） これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） クラッシュープラント新設不許可処分取消請求事件に係る裁判の経過について御報告申し上げます。

本件は、平成16年9月21日に本市を被告として提訴された不許可処分の取り消しを求める行政訴訟でございますが、山口地方裁判所において審理が進められ、本年1月30日の第15回口頭弁論を最後に結審し、5月29日に判決の言い渡しが行われました。

判決は、原告の請求を棄却するという内容でございましたが、原告は、この判決を不服として6月5日に控訴いたしました。

これにより、8月16日付で広島高等裁判所から控訴状及び期日呼出状が送達されたところでございます。

本市といたしましては、引き続き弁護士に対応を依頼し、控訴に応ずる所存でございます。

なお、事件に早急に対応する必要がございましたので、弁護士の着手金につきましては、予備費を充用させていただいております。

以上、御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質疑につきましては、一般質問に含めてお願いしたいと思います。したがって、この質問の要旨は、本日の午後5時までに御提出いただきますようお願い申し上げます。

#### 交通網整備促進対策特別委員会の中間報告

議長（行重 延昭君） この際、交通網整備促進対策特別委員会より、審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。中司特別委員長。

〔交通網整備促進対策特別委員長 中司 実君 登壇〕

27番（中司 実君） おはようございます。

去る7月20日に、交通網整備促進対策特別委員会を開催し、主要幹線道路についての要望及び事業進捗状況、山口・防府都市圏総合交通体系調査、海上交通並びに、防府市内バス路線の現況について協議いたしましたので、御報告申し上げます。

初めに、主要幹線道路要望についてでございますが、執行部より「平成19年度道路事

業費の拡大・確保について、道路整備を強く推進するために、山口県をはじめとする、各関係機関へ道路整備予算の獲得要望を行い、また、一般国道2号の事業促進につきましては、富海地区、大道地区における2車線区間に起因した交通混雑解消や円滑な救急活動を確保するための拡幅要請が地域住民より高まっているため、市内暫定2車線区間の4車線化、所要の立体交差化とあわせ、安全で快適な国道2号の早期整備について国土交通省への要望活動を行いました」との報告を受けました。

次に、幹線道路の事業進捗状況につきましては、都市計画道路環状一号線、都市計画道路佐波新田線、一般県道大内右田線、山口徳山線、中関港線、佐波川自転車道について報告があり、また、農免農道牟礼小野線について事業内容、第1期、第2期の事業費、平成18年度末における事業進捗率等について報告を受けました。

これに対する質疑等の主なものを申し上げますと、「環状一号線は、事業計画では牟礼南小学校付近でとまっているが、今後の計画はどのようになるのか」との質疑に対し、「環状一号線については、現在、やはり苑入り口付近まで事業認可を受けておりますので、この区間が平成21年度、あるいは、22年度までに完成する予定となっております。将来計画といたしましては、国道2号とのリンクを計画しておりますが、市といたしましては、県に対して、真っすぐ北に上る路線を要望していくことにいたしております」との答弁がございました。

また、「中関港線は、佐波川、山陽自動車道を越える橋をかけ、国道2号とリンクをさせるという話であったが、前回の委員会の説明では、この事業は凍結されたと聞いている。今回の説明では、平成25年度までにこの事業を行うということだが、その経緯はどのようになっているのか」との質疑に対して、「県事業の中関港線については、県の説明では、当初案では膨大な工事費がかかることから、現在の大崎橋の近くに新たな橋をかけ、国道2号とリンクを図り渋滞を緩和するものでございますが、当初案の佐波川、山陽自動車道を越える橋をかける構想が、消えたわけではないとの説明もございました」との答弁がございました。

次に、山口・防府都市圏総合交通体系調査につきまして御報告申し上げます。

執行部より、平成15年度から平成17年度に行われた、本調査について、前回の委員会で要望のありました、防府市部分にかかわるパーソントリップ調査の数値について、報告を受けました。

本件につきましては、特段御報告申し上げる質疑はございませんでした。

次に、海上交通について御報告申し上げます。

執行部より、三田尻中関港における県の取り組み状況及び、防府市よりの要望事項、ま

た、平成19年度の三田尻中関港における事業について報告を受けました。

本件につきましては、特段御報告申し上げる質疑等はありませんでしたが、「今後の港湾整備について、県が本年8月に長期構想の策定、港湾計画の改訂を進めているが、長期構想の素案になった、防府市の意思を別の機会に示していただきたい」との要望がございました。

次に、防府市内バス路線の現状について御報告申し上げます。

執行部より、市内のバス路線38系統のうち、補助額の伸びの大きい2系統についての乗降調査、及び市内バス利用者のアンケート調査についての分析結果と、防府市生活交通活性化懇話会の設置についての報告を受けました。

本件につきましては、特段御報告申し上げる質疑等はありませんでしたが、「平成18年6月に行われたアンケート結果が、整理、現状分析等をされて示されているが、バス路線の活性化について、もう少し踏み込んで、方向性を示していくべきではないか」という御意見がございました。

以上をもちまして、交通網整備促進対策特別委員会の中間報告とさせていただきます。

議長（行重 延昭君） ただいまの特別委員会の中間報告に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、交通網整備促進対策特別委員会の中間報告を終わります。

推薦第2号人権擁護委員候補者の推薦について

議長（行重 延昭君） 推薦第2号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 推薦第2号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち永田惇氏の任期が、12月31日をもって満了となりますので、引き続き推薦いたすことにつきまして、人権擁護委員法の規定により議会の御意見をいただくため、提案するものでございます。

御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第2号については、これに同意することに決しました。

選任第2号防府市教育委員会委員の選任について

議長（行重 延昭君） 選任第2号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 選任第2号防府市教育委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市教育委員会委員のうち香川敬委員の任期が9月30日をもって満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

香川委員には、平成15年10月以来、教育委員会委員として、本市教育行政の運営に御尽力をいただいております。教育委員として適任であると考えております。

御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第2号については、

これに同意することに決しました。

報告第29号防府地域振興株式会社の経営状況報告について

議長（行重 延昭君） 報告第29号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第29号防府地域振興株式会社の経営状況報告について御説明申し上げます。

まず、平成18年度の決算でございますが、お手元の事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細書にお示ししているとおりでございます。

事業の内容につきましては、「ルルサス防府」の商業基盤施設を取得し、公共公益施設部分については防府市への賃貸を、駐車場施設については営業をそれぞれ開始いたしました。

次に、平成19年度の事業計画でございますが、施設の利便性確保と適切な運営管理に努めてまいります。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） 平成18年度の決算では、これ年度途中から事業が始まっておりますので、そのせいかとも思いますが、赤字決算となっております。その要因について、簡単に御説明願いたいのと、それから、赤字の処理としては、これは資本金をいわば食っているんじゃないかと思うんですが、その辺について御説明願いたいと。

それから、平成19年度以降の経営見通し、これについてお話しいただきたい。特に、その中で駐車場の収入について、現在、駐車場はどのような料金の徴収の仕方をしているのか、これも、一度御説明あったかもわかりませんが、改めて、今、駐車場はどのような駐車料金を取っているのかということをお説明願いたいと思います。

以上です。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） では、お答えをいたします。

防府地域振興株式会社の経営状況ということでございますが、お手元に議案として出ておりますように、当期の純損益は1,400万円ちょっとでございます。これは、御存じのように、この会社の主な収入は図書館あるいは市民活動支援センターなどの公共施設へ



の貸付料、それから商業者あるいは防府市からの駐車場の負担金という形で入っております。これは安定的に入ってくるというふうな組み立てとなっております。

一方、支出の方につきましては、商業基盤施設あるいは駐車場施設の減価償却費、これが主なものでございまして、それと、つけ加えまして、19年度まではいわゆる開業費に伴いまして創立費あるいは開業費の借入れがございまして、その分の償却を今、5年間で予定をいたしておりますので、創立費につきましては15年から19年で終わると。一方、開業費につきましては、18年に借入れをいたしておりますので22年度に終わるということで、それぞれ、今回の赤字の主な要因につきましてはその償却費が主なものでございます。

また一方、19年度には建物の不動産取得税がかかってまいります。これも19年度で1回きりでございますから、全体的な流れの中で言えば、当初言いましたように、5年間で大体その単年度赤字は解消する、単年度は黒にするという予定でございましたから、順調に推移をしているというふうに考えております。

今後、20年以降につきましては、先ほど言いましたいわゆる開業費あるいは創立費の減価償却は済むということになりましたら、これは経営的には好転をしていくという予測を立てております。

全体的には、今、言いましたように1時間まで無料といたしておりますが、1時間以上の利用者につきましても当初の予定よりは若干多いかなという感覚でおります。こういった面でも、その滞車そのものの原因につきましては順調に推移をしている、当初計画どおりの推移でいっているという認識でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 7番、木村議員。

7番（木村 一彦君） もう少し詳しい駐車料金の内訳を。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 駐車場の料金体系につきましては、設置当時にお話をいたしておりますが、1時間までは無料ということで、その分の負担をそれぞれ市なりあるいは商業施設からいただいておりますということでございまして、1時間無料に対する市の負担が86台分、それから商業者の分が86台分という形でいただいております。合計しますと8,000円で172台、これの12カ月分と。18年度は開業が7月ですから、若干の差異はございますが、予定ではそういったことになっております。

一方、マンションの定期貸付につきましては、7,000円で57台分を確保いたしておりますので、そういった形で収入が入ってくる。なおかつ、さっき言いましたように、

これ以外に 1 時間を超える分については御負担をいただいておりますから、その分は上乘せとして入ってくるという状況でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 以上で報告第 29 号を終わります。

報告第 30 号専決処分の報告について

議長（行重 延昭君） 報告第 30 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 報告第 30 号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、6 月 20 日午後 2 時 30 分ごろ、勝間小学校校舎の非常階段 4 階天井部分のモルタルが一部はがれ落ち、駐車中の車両の屋根部分を損傷させたものでございます。

学校施設につきましては、各小・中学校と連携し、定期点検を実施しておりますが、今回の事故を受け、本年度は、壁面に重点を置き、目視、打診等による点検を実施したところでございます。

点検の結果に基づき、今後、必要な改善措置を講じ、再発防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 以上で、報告第 30 号を終わります。

認定第 1 号平成 18 年度防府市水道事業決算の認定について

議長（行重 延昭君） 認定第 1 号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。水道事業管理者。

〔水道事業管理者 中村 隆君 登壇〕

水道事業管理者（中村 隆君） 認定第 1 号平成 18 年度防府市水道事業決算の認定について御説明申し上げます。

この決算は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定によりまして、監査委員の意見を付

して議会の認定をいただくものでございます。

まず、水道事業会計から御説明いたします。

概況につきましては、決算書14ページの決算附属書類で御報告いたしておりますように、業務量は、年間総配水量1,405万8,769立方メートル、年間総有収水量1,270万5,969立方メートルとなりました。

有収水量率につきましては、公道漏水調査の効果等により漏水量が減少し、前年度実績を0.5ポイント上回る90.4%となっております。

今後とも、漏水調査及び老朽配水管の更新等を継続実施し、限りある水資源の有効活用に努めてまいりたいと存じます。

建設改良事業では、未給水地区等の送配水管約4,000メートルの布設工事、漏水多発配水管及び老朽配水管約4,600メートルの布設替工事、並びに本橋水源地流量計の取替校正工事等を実施いたしております。

次に、経営状況につきましては、収益総額22億667万7,224円に対し、費用総額は19億8,647万5,730円となり、差し引き2億2,020万1,494円の当年度純利益を計上することができております。

資本的収支におきましては、決算書6ページから7ページにかけて御報告いたしておりますとおり、収入決算額5億5,539万5,010円に対し、支出額は14億6,008万4,935円で、差し引き9億468万9,925円の収入不足となっておりますが、6ページ欄外にお示しをいたしておりますとおり補てんいたしておるものでございます。

なお、決算書11ページにお示しをいたしております、平成18年度防府市水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益相当額2億2,020万1,494円を企業債の償還財源とするため減債積立金として処分し、残額につきましては翌年度に繰り越すことといたしております。

決算の状況につきましては以上のとおりでございますが、水需要は、人口の減少や節水型社会の進展などの諸要因により、今後とも減少傾向が続くものと予測いたしております。

したがって、今後の事業計画につきましても水需要の動向を注視しながら進めると同時に、定数削減を軸とした経営合理化を徹底してまいりたいと考えております。

次に、工業用水道事業会計について申し上げます。

概況につきましては、決算書55ページの決算附属書類で御報告いたしておりますが、施設の維持管理に重点を置き、安定給水に努めてまいりました。

経営状況につきましては、収益総額1億5,155万3,851円に対し、費用総額は

1億4,149万6,674円となり、差し引き1,005万7,177円の当年度純利益を計上することができております。

資本的収支におきましては、決算書48ページから49ページにかけて御報告いたしておりますとおり、収入はなく、支出額109万5,000円につきましては、48ページ欄外にお示しをいたしておりますとおり補てんをいたしております。

なお、決算書52ページにお示しをいたしております、平成18年度防府市工業用水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金のうち、60万円を法定利益積立金として処分し、残額につきましては翌年度に繰り越すことといたしております。

工業用水道の契約水量につきましては、給水先でございます協和発酵工業株式会社防府工場との合意事項に基づき、平成17年度から3年間で、1日当たり1万5,000立方メートルまで段階的に減量することといたしておるもので、当年度は、1日当たり1万6,000立方メートルに減量いたしております。

したがいまして、今後も厳しい経営状況が予測されますが、事業運営の効率化と経費削減に努めることによりまして、健全経営を続けてまいりたいと考えております。

以上、水道事業・工業用水道事業各会計の平成18年度決算につきまして概況を御説明申し上げましたが、今後とも公営企業の経営の原則に沿って経済性を発揮しつつ、公共の福祉に寄与するよう努力いたしてまいりたいと思っております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、なお審査の要があると認めますので、14名の委員をもって構成する水道事業決算特別委員会を設置し、同委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、認定第1号平成18年度防府市水道事業決算の認定については、14名の委員をもって構成する水道事業決算特別委員会を設置し、これに付託と決定いたしました。

これより水道事業決算特別委員会の委員を防府市議会委員会条例第8条第1項の規定により、次のとおり指名いたします。

事務局長より報告いたさせます。

議会事務局長（中村 武文君） 御報告いたします。

敬称は省略させていただきます。馬野議員、河村議員、久保議員、斉藤議員、佐鹿議員、

重川議員、中司議員、原田議員、深田議員、藤本議員、山下議員、山田議員、山本議員、横田議員、以上の14名でございます。

議長（行重 延昭君） ただいま報告いたしましたとおり、水道事業決算特別委員会委員にそれぞれ御指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、水道事業決算特別委員会委員には、ただいま御指名いたしました方々を選任いたすことに決しました。

ここで、特別委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。委員会開催のため、暫時休憩をいたします。

なお、委員会の開催場所は1階の議会運営委員会室ですので、よろしく願いいたします。

午前10時31分 休憩

午前10時42分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、再開いたします。

休憩中に委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので、御報告いたします。

委員長には藤本議員、副委員長には横田議員。

以上でございます。

#### 議案第55号財産の取得について

議長（行重 延昭君） 議案第55号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第55号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を購入し、救急業務の充実強化を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、山口トヨタ自動車株式会社外1社により、指名競争入札を行いました結果、藤村ポンプ株式会社が落札いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。28番、田中議員。

28番（田中 健次君） 指名競争入札ということになっておりますけれども、指名業

者が2社というのはこれまでの例でいくと少ないのではないかと思います。過去に高規格救急自動車をこのような形で購入したときにも五、六社の入札ではなかったかと思いません。その点、今回はなぜこういう形で2社になっているのか、簡単に御説明願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） 御説明いたします。

これは、高規格救急自動車には半自動除細動器、患者監視モニター、それから人工呼吸器、輸液ポンプ等の装備が必要であります。これらを販売するには、薬事法第39条第1項の規定によりまして高度管理医療機器等の販売の許可が必要と。これは県知事の許可が必要でございますが、これによりまして、18年、19年度の物品調達指名登録業者名簿によりましてこの2社が該当したわけでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第55号については、原案のとおり可決されました。

#### 議案第56号工事請負契約の締結について

議長（行重 延昭君） 議案第56号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第56号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。本案は、当初予算で御承認をいただき、平成19年度・平成20年度の2カ年の継続事業として施工いたします西田中団地建設（建築主体）工事の請負契約の締結についてお諮りするものでございます。

事業の概要につきましては、本町団地の2棟は、昭和28年に建設後、54年が経過し、

また、桑山団地のうち1棟は、昭和42年に建設後、40年が経過しており、老朽化したこれらの市営住宅について、防府市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、高齢者や障害者にも配慮した集合住宅として、西田中団地に5階建て25戸を建てかえようとするものでございます。

お手元の参考資料にお示ししておりますとおり、制限付き一般競争入札の公募により参加のありました澤田建設株式会社外7社により入札を行いました結果、山陽建設工業株式会社が落札いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

議案第57号政治倫理の確立のための防府市長の資産等の公開に関する条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第57号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第57号政治倫理の確立のための防府市長の資産等の公開に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行及び証券取引法が改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第57号については、原案のとおり可決されました。

議案第58号職員の育児休業等に関する条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第58号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第58号職員の育児休業等に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条文の整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第58号については、



原案のとおり可決されました。

議案第59号防府市職員退職手当支給条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第59号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第59号防府市職員退職手当支給条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、雇用保険法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容につきましては、雇用保険の基本手当の受給資格要件の改正に準じて失業者の退職手当について、原則として勤続期間が12カ月以上あることを受給資格要件としようとするもの及び所要の条文整備をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第59号については、原案のとおり可決されました。

議案第60号防府市手数料条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第60号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第60号防府市手数料条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、建築基準法の改正により、一定の高さ以上等の建築物について県知事の構造計算適合性判定が義務づけられたことから、当該判定に係る費用を確認申請手数料に加算することとし、あわせて国等の建築物等に係る確認、完了検査、中間検査に係る手数料等を定めるとともに、条文の整備をしようとするものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 3点ほど質問させていただきます。

1点は、まず、新たに構造計算適合性判定手数料ということを決めておられますけれども、これまでに確認申請手続の手数料というのは定められております。例えば、1,000平米から2,000平米の間ですと4万8,000円の手数料がかかっております。従来ですと、この中に構造計算の手数料も加わっておったはずでございます。

今回、新たに構造計算適合性判定手数料を加えたということは、これまで行ってきた構造計算の審査、これにかかった費用も今までの確認申請手数料の中に入っておりますので、ダブルで支払うというふうなことになりますけれども、この点についてどういうふうにご考えておられるか、御説明をお願いします。

それから、2つ目として、新たに設けた構造計算適合性判定手数料はどこに入るのか、最終的に入る場所はどこなのか、御説明をお願いします。

それから、この中に2種類の価格設定がされておりますけれども、わかりやすく2つの違いを説明してください。

以上です。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 1点目の構造計算の適合性判定手数料の件でございますが、これは、先ほど、主に平成17年に発覚した構造計算書偽装問題等が発端となって、今回の建築基準法改正、これは平成19年6月20日の施行となっておりますわけですが、構造計算のダブリにつきましてはありません。というのは、今回の主な改正点につきましては構造計算適合性判定手数料の新設でございますが、計画通知につきましては、従来も徴収可能でしたが、他の特定行政庁も徴収していなかったわけですが、今回の改正により、計画通知も構造計算適合性判定が必要となったことから、計画通知も徴収することとなったわけでございます。

それと、私有財産の計画通知につきましては、従来どおり計画通知手数料は免除としております。

それから、市で4号確認を行っておるわけですが、過去の事例に照らしまして

は該当物件はなく、今後も該当事例はない可能性が強いということでございます。

2点目の入る場所、建築指導課に支払っていただくわけですが、入る場所は、山口県知事が指定する機関でございますので……、ちょっと2点目は、申しわけありませんが、今のあたり、まず3,000平米以下については山口県建築住宅センター、これは山口市にあるわけですが、そこで検査をいたします。それと、3,000平米以上及び特殊なものにつきましては日本建築総合試験所で、これは大阪にあるわけですが、そのあたりでやりますが、ちょっと入る場所については少々お待ちいただきます。

それと、3点目の46-2と46-3という御質問でございますか。それにつきましては、今まで46ということで2万7,000円あったわけですが、これに対して、計画の認定手数料と計画の変更に対する変更認定手数料という形で、金額は同じなんですけど、そのあたりで2分類にさせていただいたということでございます。

以上でございます。2点目については少々お待ちください。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） そうすると、先ほどの説明の中で手数料のダブリはないということでしたけれども、そうすると、今まで手数料を払って確認申請をおろした過程では、構造計算の審査は行われなかったと。新たに構造計算の審査を行うようになったと、だからダブってないんだという話でよろしいですか。それはちょっとおかしいと思うんで、もう一回その辺をお願いします。

それから、どこへ行くかという話は、これは民間にすべて入ります。民間の機関に入ります。民間の機関に入りますけれども、残念ながら山口県におきましては、まだこの機関というのは常勤の勤務者はありません。そういうところに入ってもいいものかどうか、その辺のところをちょっと一言お願いいたします。

それから、最後の2種類の価格設定がされているというのは、一つは、最初の方は官が指定をした認定プログラムによって計算されたものについての料金でして、後の方は、官が認定してないプログラムによって計算したものについては高くつくというふうなことでございますので、一応助言をしておきます。

それで、最初の質問をよろしく。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 1点目の構造計算、今までしなかったのかということでございますが、今までもチェックは行っております。

それと、市の方では、今まで小規模な建築物につきましては設計上、構造計算は不要でございますが、それ以外につきましては、確認申請が出てきた中で一応チェックは行っております。

それと、2点目の民間機関へということでしたが、まことに申しわけありません……。先ほど民間機関に行っていると言われましたが、一応、手数料については市が収入しまして、1号から3号確認につきましては県へ行くという形と、今までどおり4号確認につきましては市で行っておりますので、市の方へ入るということでございます。

議長（行重 延昭君） 19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） もう一度確認しますけれども、今までの確認手数料で構造計算のチェックもしていたと、今、言われました。そうすると、これまでの確認手数料は、例えば1,000平米から2,000平米について4万8,000円の中に構造計算の手数料も入っているわけですよ。当然入っている。次に、新しい制度になってもこのお金を取るわけですか。構造計算のチェックもしなきゃならんわけですね。それプラス、また下に示す。下というか、新しく示したものをプラスされる。これはどういう意味か、きちっと説明してください。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 先ほど、今の、詳細にということですが、1号から3号確認につきましては市の方で審査しておりますので、そのあたりの詳細について、ちょっとここでの御回答ができないということでございます。4号確認につきましては、今、市で行っておりますので、先ほどお答えしたような内容でございます。

今ちょっと発言が、1号から3号は市と申したようでございますが、1号から3号につきましては県の方で審査しております。それについての御質問の中で、そのダブリとか今までの構造計算とですね……。ちょっとすみません、お時間をいただきます。

失礼いたしました。1号から3号を県で行っておるわけですが、今までの確認手数料の中に構造計算は先ほど言いましたように入っております。それは、職員が今までやってあったわけですが、今回、第三者機関、先ほど申しました3,000平米以下と3,000平米以上でございますが、民間機関でやるということで、二重に確認をとるという形でという方法に今回改めたという形でございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） あと1点、再確認。19番、安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 今の説明では全く説明になっておりませんので、また後日詳しい話をされるか、もしくは御報告を受けるか、どちらかしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 申しわけございませんでした。

また詳細につきまして、今の件につきましては御説明できるようにいたします。

以上です。

議長（行重 延昭君） 安藤議員、よろしゅうございますか。

質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

何か質問ですか。討論。安藤議員。

19番（安藤 二郎君） 委員会に付託することに異議あり。いや、その即決に異議ありですよ。委員会に付託してくださいと。

議長（行重 延昭君） 今、19番、安藤議員から、この案件については委員会付託への動議として受けてよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）今、19番、安藤議員から、議案第60号につきましては委員会付託にしてくれと、お願いするという動議がございました。これについて賛否をとりたいと思います。（「議運開かんと」「議運で決めたくない」と呼ぶ者あり）動議ならええんじゃないかいね。

暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時12分 開議

議長（行重 延昭君） 再開します。

一応、議会運営委員会では即決ということになっておりましたけれども、これをまた動議として受けるにつきましては、議運で決まったことについての、また御相談をしたいという委員長の申し出でございますので、直ちに議会運営委員会を開かせていただきたいというふうに思います。（「議長、今の動議は成立しておるんですか」と呼ぶ者あり）いえ、まだです。（「動議は成立してないでしょう。賛同者が要りますよ、動議は」と呼ぶ者あり）大変不勉強で申しわけございません。規定によりますと、動議を取り上げて、それから議運ということになるかと思います。

動議の提出につきましては、安藤議員、2名の賛同者が要りますけれども、これについて、ひとつ御提出いただきたいと思います。

今の19番、安藤議員の動議に対して賛否をとりたいと思います。今の動議について採択することに賛成の人は御起立願います。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 賛成少数でございますので否決をされました。（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）ちょっと暫時休憩しますよ、では。

19番、安藤議員の動議に対して、所定の賛成者がおりますので動議は成立いたしました。

直ちに議会運営委員会を開きたいと思います。議会運営委員会委員の方は1階委員会室に御集合願います。

午前11時15分 休憩

午前11時36分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

19番、安藤議員の本案件につきまして委員会付託の動議がございました。

議案第60号について、委員会付託に賛成の議員の御起立を……。 （「暫時休憩をとってください。ちょっと調整せんやいけんので」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前11時36分 休憩

午前11時44分 開議

議長（行重 延昭君） 会議を再開いたします。

議案第60号につきまして、委員会付託に付することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

議長（行重 延昭君） 賛成多数でございます。議案第60号につきましては、ただいまの議決のとおり建設委員会に付託と決しました。

議案第61号防府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第61号を議題といたします。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第61号防府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、市税その他の公金の収納業務に関する契約を、新たに長期継続契約を締結することができる契約として追加しようとするものでございます。

長期継続契約については、平成16年の地方自治法及び同法施行令の改正により、その

対象範囲が拡大され、本市におきましても、昨年3月に本条例を制定いたしましたところですが、市税等のコンビニエンスストアにおける収納を実施するに当たり、その契約を、長期継続契約を締結することができる契約として追加するため、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第61号については、原案のとおり可決されました。

#### 議案第62号防府市自転車競走実施条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第62号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第62号防府市自転車競走実施条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、市の行う競輪の実施に関する事務の一部を委託しております中四国自転車競技会が、全国の6自転車競技会と合併し、日本自転車競技会として新設されること及び自転車競技法の改正に伴い、現在、自転車競技会が行っている事務について、競技実施法人が行うものとされたことから、所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付

託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第62号については、原案のとおり可決されました。

議案第63号防府市港湾施設野積場設置及び管理条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第63号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第63号防府市港湾施設野積場設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、平成18年度から整備を進めておりました中関二ノ榭沖の野積場を本年10月から供用開始するとともに、使用料の額を改定し、その徴収の方法等を変更するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 3点ほど質問をさせていただきます。

この野積場に保管される荷物は何でしょうか。それが1点目。

2点目ですが、料金改定の根拠を示していただきたいと思います。

それから3点目ですが、平成18年度のこの野積場の使用料収入は幾らか。そして、この改定、すなわち中関野積場の増設と料金改定によりましてどの程度の増収になるのかを聞かせてください。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 1点目の荷物の種類はどのようなものかということですが、一応今、事前にいろいろ利用要望の中でお聞きしている中では、まずコンテナ関係と輸出入の中古車など、そういう形で保税置き場としての利用をする考えでございませぬ。



それと、2点目の料金の根拠ということでございますが、過去から、昭和39年3月9日に一応料金につきましては9円からスタートしまして、昭和49年に45円という料金改定がされてます。それから昭和57年に50円という形で、それからずっと期間があきまして、平成9年3月31日に60円という形で、今回、料金改定を70円としてお願いするわけですが、詳しい根拠というものは、今のような形で昭和57年50円、平成9年60円という形で、今回70円をお願いするわけでございます。

それと、近隣の小野田市の方に野積場があるわけですが、そのあたりの調査をしまして、山陽小野田市の港につきましては一応71円ということで、うちが過去から改定した料金として適当ではないかというふうなことで、今の議案と決定しております。

それと、3点目の収入実績でございまして、今後どのようにしていくかということでございますが、今のこれで貸出面積が1万6,630平米あるわけですが、1年間すべて貸し出した場合に約1,400万円程度となります。それが年間ずっと返ってくるわけですが、今後、港湾計画の今見直し等がありますが、それにおきまして3号岸壁のマイナス12メートル岸壁の増設というものが計画もされておりますので、当分の間はこの年間1,400万円等が収入で入ってきまして、港湾計画の3号岸壁が延長するまでの間、利用していくという形になります。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） 今、質問に対して答えがない。現在の使用料収入。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 現在の実績でございまして、現在は港大橋の北側にある野積場1カ所でございます。それにつきまして現在、先ほどの議案にも載っておりますが、港大橋のもとに結構置いておる場所がございます。それに対しての数字も持っているんですが……。

議長（行重 延昭君） 資料の確認に時間がかかるようでございますので、暫時休憩します。

ここで、昼食のため1時まで、途中ですが休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） 再開します。土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 新田の野積場につきましてお答えいたします。

18年度の実績でございまして、野積場の面積が2,115平米のうち、有効面積が

1,615 平米でございます。ここには中電等の電柱も立っておりまして、その収入も含めまして18年度の実績が120万7,930円でございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） はい、ありがとうございました。

中関埠頭はソーラス条約によりましてフェンスとか門扉とか設けてます。さらに、そこは警備されておると言うんですけども、その新しく加わった中関野積場では、先ほどの御答弁では自動車、中古車を置くようになっていきます。その野積場から公道を通過してそれから埠頭に行くようでは、車両がですよ、非常に利便性が悪いものですね。公道を通れば、当然ながら輪番をつけないかとか、そういう問題も発生しますけれども、その野積場から埠頭へ直接行くような構造になっておるかどうかが、わかれば。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 今回整備いたしましたのは中関野積場でございますが、これは保税区域としておりまして、現在、県がソーラスでフェンスをして、今、人の出入りがするところの場所が近隣のところにあります。

それを県の方に、金額3,000万円ですが、それを委託しまして、車両が通行できるというふうに、人の出入り口を広くしていただいて、そのまま直接入れるということになりますので、利便性は増すということでございます。

議長（行重 延昭君） 2番、藤本議員。

2番（藤本 和久君） はい、ありがとうございます。

であれば、野積場の今度は警備も必要になってくると思うんですが、そこらで費用が発生することはないでしょうか。

議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 野積場の警備につきましては、利用者といいますか、そのあたりでの警備という形をお願いしようということにしています。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第63号については、原案のとおり可決されました。

議案第64号防府市下水道設置及び管理条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第64号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第64号防府市下水道設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、郵政民営化法の施行により、日本郵政公社が解散することに伴い、公共下水道の敷地等における郵政事業に係る占用物件を、占用料を免除する物件から除外しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第64号については、原案のとおり可決されました。

議案第65号防府市火災予防条例中改正について

議長（行重 延昭君） 議案第65号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第65号防府市火災予防条例中改正について御説明申し上げ

げます。

本案は、建築基準法施行令の改正に伴い、条文の整備をしようとするものでございます。御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第65号については、原案のとおり可決されました。

議案第66号防府市土地開発公社定款の変更について

議長（行重 延昭君） 議案第66号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 議案第66号防府市土地開発公社定款の変更について御説明申し上げます。

本案は、財務諸表として作成を義務づけております財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書のほかにキャッシュ・フロー計算書を追加しようとするもの及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。22番、久保議員。

22番（久保 玄爾君） 勉強不足で申しわけないんですが、キャッシュ・フロー計算書のキャッシュ・フローというのはどういうことなのか。一般的な、キャッシュ・フローをここで追加するようになっておりますけれども、キャッシュ・フローというのはどういうことなんですか。ちょっと説明をお願いします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 今現在、財産目録、貸借対照表、損益計算書、これは既にやっておりますけれども、キャッシュ・フローにつきましては、いつの時点で現金が幾ら入って、そして歳入歳出、いつの時点で歳出をしたか、その辺の現金の流れと申しますか、この辺をはっきり記述したものを追加してほしいということで、国の方から総務省の通達がありまして、これを今回つけ加えるものでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 22番、久保議員。

22番（久保 玄爾君） 私が理解しているのは、キャッシュ・フローというのは今ここにこれだけのお金があるよということを示すのがキャッシュ・フローだと思うんですけど、その都度その都度の現金の計算書を出すんですか。何年何月は幾らありましたとか。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 失礼いたしました。ちょっと舌足らずですみません。

ですから、それとプラスアルファ、今、議員さんおっしゃったように、その時点での金額の掲示と申しますか、その辺もあわせてやるようにしたものです。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第66号については、原案のとおり可決されました。

議案第67号平成19年度防府市一般会計補正予算（第2号）

議長（行重 延昭君） 議案第67号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

副市長（嘉村 悦男君） 議案第67号平成19年度防府市一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,550万6,000円を追加し、補正後の予算総額を367億6,910万7,000円といたしております。

第2条の継続費の補正につきましては、4ページの第2表にお示しいたしておりますように、基地周辺障害防止対策事業の総額及び年割額の変更をお願いいたすものでございます。

第3条の債務負担行為の補正につきましては、5ページの第3表にお示しいたしておりますように、防府市雨水排水設備維持管理業務委託事業について、平成19年度から平成22年度までの債務負担をお願いいたすものでございます。

第4条の地方債の補正につきましては、6ページの第4表にお示しいたしておりますように、交通安全施設整備事業外2件の限度額を変更いたすものでございます。

それでは、補正の内容につきまして、事項別明細書によりその主なものについて順を追って御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、8ページの市税につきましては、好調な企業活動に伴う法人市民税の増額及び企業の設備投資が当初見込みよりも伸びていることによる固定資産税償却資産の増額をお願いいたしております。

次に10ページの地方交付税につきましては、本年度の普通交付税の交付額が決定したことに伴い、当初予算との差額を補正いたすものでございます。普通交付税においては、当初予算で昨年度の交付決定額より4億5,000万円少ない21億円を計上いたしておりますが、国において普通交付税を算定する上で、法人税割の伸びを予想以上に多く見込んでおりましたため、15億7,600万円余りの交付決定額となり、差し引き5億2,328万6,000円の減額補正を計上いたしております。

同じページ下段の国庫支出金及び14ページからの県支出金につきましては、補助内示や補助金名称の変更に伴い、道路事業費交付金から交通安全事業地区一括統合補助金及び地域水田農業再構築推進事業費補助金から水田農業構造改革推進事業費補助金への組み替えや増額補正をお願いいたすとともに、地域介護・福祉空間推進交付金、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金、基地周辺障害防止対策事業補助金、剣川防護柵設置事業委託金などを計上いたしております。

次に16ページの寄附金につきましては、防府市大道の田村繁樹様及び防府図書館を応援する市民有志の会代表、脇正典様から御寄附をいただきました小学校及び図書館の図書購入経費のための指定寄附金でございます。

同じく16ページ下段の繰入金につきましては、普通交付税の減額に伴う財源調整のた

めに財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に18ページの繰越金につきましては、平成18年度決算に伴う繰越額が確定いたしましたので、既計上額との差額を補正いたしております。

次の市債につきましては、交通安全施設整備事業や基地周辺障害防止対策事業に伴うものを計上いたすとともに、臨時財政対策債につきましては、本年度の発行可能額が確定したことに伴う補正をお願いいたすものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、20ページの2款総務費1項総務管理費の地域振興費につきましては、石が口自治会館新築工事に伴う地区公共用施設助成金を計上いたしております。

次の3款民生費1項社会福祉費の高齢者福祉費につきましては、小規模多機能型居宅介護への移行促進に係る経費を補助するための地域介護・福祉空間推進交付金及び平成18年度補助事業費の確定に伴う県返還金並びに介護保険事業特別会計への繰出金を計上いたしております。

次に22ページの4款衛生費1項保健衛生費の環境衛生費につきましては、自治会一斉清掃に伴う土砂等収集運搬委託料の増額をお願いいたしております。

次の6款農林水産業費1項農業費の農業総務費につきましては、補助金名称の変更に伴い、地域水田農業再構築推進事業補助金から水田農業構造改革推進事業費補助金への組み替えを行うとともに、農事組合法人切畑ファームへの農機具購入に対する補助金の追加を計上いたしております。

次に24ページの8款土木費1項土木管理費の交通安全対策費につきましては、あんしん歩行エリア整備事業に対する補助事業費の増額内示及び県から委託された剣川沿いの防護柵設置事業に伴う補正をお願いいたしております。

次の3項河川費の河川総務費につきましては、基地周辺障害防止対策事業の増額内示に伴う補正を計上いたしております。

次に26ページの6項都市計画費の都市計画総務費につきましては、アスベストによる被害の未然防止を図るため多数の方が利用する市内の民間建築物を対象としたアスベスト改修型優良建築物等整備事業に対する補助金及び地震に対する安全性の向上を図るため耐震診断を実施する民間の公共的建築物を対象とした建築物耐震化促進事業に対する補助金を計上いたしております。

次の9款消防費1項消防費の非常備消防費につきましては、消防団活動服及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により消防団員退職報償金に係る掛金の額が引き上げられたことに伴う補正を計上いたしております。

次に28ページの10款教育費1項教育総務費の教育指導費につきましては、中学校における問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止及び生徒の安全の確保を図るために生徒指導推進協力員を配置いたすとともに、学校支援員派遣事業における学校支援員の増員をお願いいたしております。

次の2項小学校費の学校管理費につきましては、先ほど歳入の項で申し上げました指定寄附金を小学校の図書購入経費に充てるものでございます。

次に30ページの4項社会教育費の社会教育施設費につきましては、文化福社会館屋上にあります天体ドームの解体工事費を計上いたしております。

また、図書館費につきましては、先ほど歳入の項で申し上げました指定寄附金を図書購入経費に充てるものでございます。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を4億682万7,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。22番、久保議員。

22番（久保 玄爾君） 一番最後の地方債の前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の中で、臨時財政対策債、今説明がありましたように発行可能額が決定したということですが、発行可能額が決定したということとこれを発行するということは全く違うんですよ。副市長の説明はそうだったと思うんですが。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 臨時財政対策債、今回270万円補正しておりますけれど、これにつきましては、臨時財政対策債は御承知のように交付税に補てん……（「わかっています」と呼ぶ者あり）そうですか、はい。

それで、今回、精算を、この7月末ですか、額が確定いたしましたので、今回これを補正させていただいたものでございます。

議長（行重 延昭君） 22番、久保議員。

22番（久保 玄爾君） 要するに、これで国と地方の分担のことでこういうふうが決まったということですね。交付税、特会で借りるでしょう、国は。全部特会で借りてるんじゃないくて、半分は地方自治体で、この対策債でやってくれよということなんでしょう。今までこれは、調整したと言われてるけど、まだこれ全部使ってないわけですね。調整発行額が決定したと言われてたんで……。発行限度額ですか。発行限度額と、限度額がこれだけあるんであって、必ずしもこれだけ使うんじゃないということなのか、もう既にこれは



発行してしもうたのか、その辺ちょっと。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 発行可能額が決定したわけでごさいますて、まだ入っているわけではごさいません。起債でございますので来年の3月あたりに入ってくるようなことになると思います。

議長（行重 延昭君） 22番、久保議員。

22番（久保 玄爾君） もう一つ、同じ項ですが、償還見込額、これ元金償還見込額だけになってますけど、こういう調書の作成でいいのかもわかりませんが、利息はどうなっているのか、一つと。

それと、この償還見込額というのは毎年ある程度は率で決まってるんでしょうか。これは、トータルしてきますともう80億円になりますよね。これは、来年度の基準財政需要額に歳入されるわけでしょう。この元金の償還見込額が一定しているのか、これだけ返さなきゃいけないことになっているのか。

それともう一つは、金利についてはこういうふうには書かなくてもいいのか、その辺ちょっとお願いします。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） すみません、ちょっともう一度。質問が聞き取りにくくて。

議長（行重 延昭君） 22番、久保議員。

22番（久保 玄爾君） 元金償還見込額とありますけど、起債を発行した場合は利子がつきますよね。これ、元利の間違いではないかというのが一つと、それから、見込額は当該年度の残高に対して一定の決まった償還額になっているのか。例えば、ここが80億円で、今年度末がありますけど、来年はそれを何%を償還したのにならないとかいう、財政のそういったものがあるのか、財政比率といいますか、何かそういうものがあるのか、その辺をちょっと聞いておきます。

どんどん増えていくでしょう、これ。それを聞いてるんです。

議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後 1時25分 休憩

午後 1時26分 開議

議長（行重 延昭君） 再開します。要点を端的にもう一回質問してください。22番、久保議員。

22番（久保 玄爾君） 起債を発行した場合は、その返還は元金と利息を含めてやる

んでしょう。元金だけを返すのか、この元金償還見込額と書いてあるのは元利償還の間違  
いではないかというふうに聞いているのと、もう一つは、そうじゃなくて、元金であれば、  
なぜこういう表示になるのか。

もう一つは、この償還見込額というのはある一定の率で毎年計算されるのか、それを聞  
いているわけです。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） これは元金のみでの返還でございます。（「利息ではない  
の」と呼ぶ者あり）利息ではありません。

議長（行重 延昭君） 22番、久保議員。

22番（久保 玄爾君） そうすると、利息は当然つきますよね。そして、今度は当該  
年度末現在高見込みというのがありますけど、これも当然、だから元金だけのことという  
ことですね。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） はい。そういうことでございます。

議長（行重 延昭君） 22番、久保議員。

22番（久保 玄爾君） もう一つ、償還見込額の決め方。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） これについては、例えば一つの起債についてやると3年据  
え置きで20年償還とか、こういうふうになっておりますので、これに基づいてそれぞれ  
表をつくっておりますので、その順序に従って償還しております。

議長（行重 延昭君） 28番、田中議員。

28番（田中 健次君） この予算を見て、2ページがわかりやすいので2ページで質  
問いたしますけども、地方交付税が5億2,000万円ほど減額されると。それで、本来  
であればそれに見合うほど税が増えてなければならぬだろうと思うんですよね。とこ  
ろが3億3,000万円しか増えていない。1億9,000万円ほど少ないわけで、あと  
いろいろ調整して、最終的に基金を約9,000万円入れているという、なかなか苦しい、  
そういう意味では財政だろうと思うんですが、基準財政収入額と基準財政需要額の差が交  
付税という形で措置されるわけですが、市税については、その全額が基準財政収入額に歳  
入されるわけではなくて、一部は市の留保分という形で、増えてもその何割かしかそれは  
カウントされないわけですね。

だから、本来であれば税が5億円増えて交付税が3億円とか4億円減るのが、これが正  
しいというのか、教科書的な話になるわけですね。今回の場合には、そうではなくてむ

しろ逆な形になっていると。そのことは、国が交付税の総額そのものを地方におろすお金を減らしていると。その形が防府市においては顕著にあらわれてるんだらうと思うんですが、そういう理解でいいのかどうか、ちょっとその辺、お伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 財務部長。

財務部長（吉村 廣樹君） 議員さんおっしゃるとおり、今回5億2,300万円、予算割れいたしております。そのうちの3億2,000万円は何とか税の方で補てんできておるわけですが、あとの2億円については補てんされておりません。そのうちの9,000万円は、おっしゃいましたように財政を取り崩し、あとの9,500万円については繰越金、そして270万円の臨財債で収支を償っております。

おっしゃるように、交付税の総額につきましては、これは国がとにかく不交付団体を多く目指そうということで結構厳しい算定になっております。ある程度基準財政需要額、収入額の差が出たときにも、これで調整率を掛けて金のさじかげんをやってまいります。

確かに、国は今回、去年が交付税の特会の出口ベースで15兆3,000億円の交付税でしたですけど、また来年、つい先日の記事でございますけれど、4.3%落とす、14兆6,000億円の交付税になるというふうな記事も出ております、総務省が発表した記事なんですけれど。

要するに、先ほど議員さんおっしゃいましたように、ある程度国の方がそういった少しずつ厳しく見てきていると。確かに需要額の方も、人件費とか投資的経費、こういったものを需要額の算定を厳しく見てきていると。こういった傾向の中で今回、そういった状況があらわれているものでございます。

以上です。

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第67号については、関係各常任委員会に付託と決定いたしました。

議案第68号平成19年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

議案第69号平成19年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第70号平成19年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第71号平成19年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 7 2 号平成 1 9 年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 3 号平成 1 9 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 4 号平成 1 9 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（行重 延昭君） 議案第 6 8 号から議案第 7 4 号までの 7 議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

副市長（嘉村 悦男君） 議案第 6 8 号から議案第 7 4 号までの 7 議案につきまして、一括して、御説明させていただきます。

まず、1 ページの議案第 6 8 号平成 1 9 年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入では、全国競輪施行者協議会補助金及び日本自転車普及協会助成金並びに平成 1 8 年度決算に基づく前年度繰越金を計上いたし、歳出では、平成 2 0 年 1 月からの 1 2 レース制開始に伴う競輪選手宿舍の改修工事の補正をお願いいたすとともに、これらの収支差を予備費で調整いたしているものでございます。

次に 9 ページの議案第 6 9 号平成 1 9 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入では、後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金及び平成 1 8 年度決算に基づく前年度繰越金を計上いたし、歳出では、平成 1 8 年度療養給付費の確定に伴う国庫負担金等の返還金をお願いいたすとともに、これらの収支差を予備費で調整いたしているものでございます。

次に 1 9 ページの議案第 7 0 号平成 1 9 年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、防府浄化センター及び防府市雨水排水設備維持管理業務委託事業について、平成 1 9 年度から平成 2 2 年度までの債務負担行為をお願いいたすものでございます。

次に 2 5 ページの議案第 7 1 号平成 1 9 年度防府市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）及び 3 3 ページの議案第 7 2 号平成 1 9 年度防府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）の 2 会計につきましては、いずれも平成 1 8 年度決算に基づきまして、歳入では、前年度繰越金を計上し、歳出においては、同額分を予備費として計上いたしているものでございます。

次に 4 1 ページの議案第 7 3 号平成 1 9 年度防府市老人保健事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、平成 1 8 年度事業の精算に伴い、歳入では、支払基金交付金及び国庫支出金の過年度分を減額いたす一方、歳出では、国及び県への返還金を計上いたすとともに、繰上充用金を減額いたしているものでございます。

次に 4 9 ページの議案第 7 4 号平成 1 9 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、平成 1 8 年度の決算に基づいた国・県支出金及び支払基金交付金

の清算並びに剰余金の介護保険給付費準備基金への積み立てを計上いたすとともに、サービス事業勘定から保険事業勘定の地域支援事業への給与関係費の組み替えなどをお願いいたしているものがございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております7議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。議案第68号については総務委員会に、議案第69号及び議案第71号から議案第74号については教育民生委員会に、議案第70号については建設委員会にそれぞれ付託と決定いたしました。

議長（行重 延昭君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、10日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。お疲れでございました。

午後 1時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年9月3日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 河 村 龍 夫

防府市議会議員 久 保 玄 爾